

令和5年度 階層別選択研修（共同）「民法」実施要領

- 1 目的 民法の仕組みや考え方について理解を深めるとともに、最新の改正状況等を学び、自治体職員としての職務遂行能力の向上を図る。
- 2 対象 **【県】** 次のいずれかに該当する職員
 - ・令和2年4月1日以前に採用された主事・技師・主任級の職員
 - ・令和4年4月1日以前に採用された主事・技師・主任級の職員で、令和5年4月1日現在25歳以上の職員**【市町村】** 主任級以下の職員
- 3 定員 県50人・市町村100人
- 4 日程 各所属・各団体に指定する期間
- 5 手法 eラーニングシステム「e-Lab」（イーラボ）による動画研修
動画視聴の詳細については、「動画視聴について」を確認してください。
- 6 配信期間 9月1日（金）から10月31日（火）（動画は計26時間）
- 7 講師 埼玉大学 准教授 江口 幸治 氏
- 8 会場 各所属ほか
- 9 準備品 筆記用具、インターネットに接続できるパソコン等の端末、テキスト等研修資料、実施要領、シラバス（研修案内）、「動画視聴について」
- 10 受講報告 (1) 県職員：
 - ①電子申請フォーム (<https://logoform.jp/f/OMwXR>) から受講報告（アンケート）を入力
 - ②研修効果確認レポートを県職員担当磯田宛電子メールで提出
これらの提出をもって修了認定を行います。(2) 市町村の受講者：
 - ①電子申請フォーム (<https://logoform.jp/f/OMwXR>) から受講報告（アンケート）を入力(3) 提出期限：受講報告 11月6日（月）
研修効果確認レポート 11月14日（火）
- 11 その他
 - (1) 県職員には研修効果確認レポート（A4判1枚程度）を後日ご提出いただきます。
 - (2) 講義動画及びテキストは本研修のみに限り使用し、録画、撮影、スクリーンショット、引用、転載、第三者への共有等はしないでください。
 - (3) 業務等の都合によりやむを得ず欠席する場合は、所属長確認の上、欠席届を電子申請フォームにより提出してください。
【県職員用】 <https://logoform.jp/form/vqMu/187195>
【市町村職員】 ご自身の所属団体の研修担当課へ申し出をしてください。

担当：人材開発グループ 県職員担当 磯田 【E-mail】 isoda@hitozukuri.or.jp
人材開発グループ 市町村職員担当 伊藤 【E-mail】 t.ito@hitozukuri.or.jp
【電話】 048-664-6684 【FAX】 048-664-6667

階層別選択研修（共同）

研修名	中級【法律・経済分野】	受講者の声	
	民法	私法の基本となる民法について、事例を交えて説明していただき、同法の入門研修として大変分かりやすかったです。また、長時間の研修でしたが、動画研修のため自分のペースで受講できました。	
講師	埼玉大学 准教授 江口 幸治 <small>えぐち こうじ</small>	実施日数・時間	計26時間程度
		手法	動画研修
		会場	各所属ほか
		市町村研修コード	201
ねらい	民法の仕組みや考え方について理解を深めるとともに、最新の改正状況等を学び、自治体職員としての職務遂行能力の向上を図ります。		
対象者	【県】 次のいずれかに該当する職員 ・令和2年4月1日以前に採用された主事・技師・主任級の職員 ・令和4年4月1日以前に採用された主事・技師・主任級の職員で、令和5年4月1日現在25歳以上の職員 【市町村】 主任級以下の職員		
実施日	研修生に別途通知		
予定人員	県50人・市町村100人		
学 習 計 画			
カリキュラム	動画時間数		内 容
	時	分	
総則	6	30	・民法の意義、沿革、基本原則 ・権利能力、法律行為、時効ほか
物権	6	30	・総則（物権変動と対抗要件） ・占有権、所有権、抵当権ほか
債権	6	30	・総則（効力、譲渡、消滅） ・契約 ・事務管理、不当利得、不法行為ほか
親族	6	30	・親族（婚姻、親子、親権、後見ほか）
相続			・相続
特記事項	・県職員：人事委員会事務局が実施する主査級昇任試験の受験要件となる選択研修です。県職員のみ受講後は研修効果確認レポートの提出が必要です。		

動画視聴について

彩の国さいたま人づくり広域連合の研修で使用する動画は、eラーニングシステム「e-Lab」で配信します。
研修生は、注意事項を御確認の上、下記手順に従ってシステムにログインし、視聴してください。

注意事項

- ①効果的・効率的な研修となるよう、テレワークや庁内会議室の活用により研修生の受講環境の確保に御協力をお願いします。
- ②動画について、倍速などで聞きとばすような視聴方法はお控えください。

(1) システムにアクセス

御自身の端末で下記URLからアクセスしてください。

https://hitozukuri-e-lab.com/HITOZUKURI/Elearning/View/Login/P_login.aspx?currentLanguageId=

★彩の国さいたま人づくり広域連合のHPからもアクセスできます。TOPページ ⇒ 「職員研修」 ⇒ 「自己啓発」

(2) システムにログイン

指定のユーザーID（研修生名簿を参照。）を用いてログインしてください。

初期設定では、パスワードはユーザーIDと同一になっています。

初回ログイン時にパスワードの変更を求められますので、御自身で任意に設定してください。

★ 変更後のパスワードは事務局で把握することができません。忘れないよう御注意ください！

★ 今回指定するユーザーIDは研修動画の視聴期間のみ利用可能です。

※ 今回のユーザーIDで、研修動画の視聴期間内に限り、その他の自己啓発用動画も御視聴いただけます。

ただし、業務に必要な場合を除き、御視聴は勤務時間外としてください。

（研修動画の視聴期間外に、引き続き自己啓発用動画を御利用いただくため、ぜひ御自身でユーザー登録をお願いします。）

なお、自己啓発動画は、公社等職員は御視聴いただけませんので御了承ください。

(3) 動画視聴（以下①～④の手順で視聴してください）

①ユーザーIDとパスワードを入力しログイン

- ユーザーIDと初期パスワードは同一です（ユーザーIDは「研修生名簿」を参照）

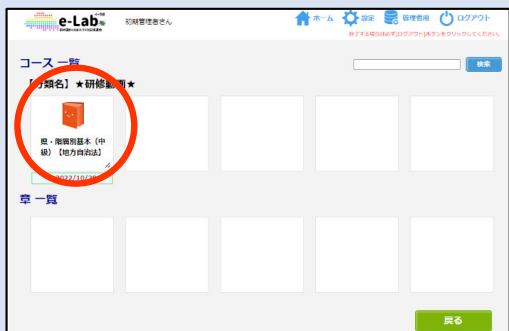
②パスワード変更

- 画面上部の名前がご自身の名前であることを確認してください！

③ユーザーIDと自分で設定したパスワードでログイン

④一番左の★研修動画★をクリック

⑤対象となる研修のアイコンをクリック



⑥下段に表示された研修動画のアイコンをクリック

- 複数動画がある場合、前の動画を視聴完了しないと次の動画が視聴できません



⑦「コンテンツ」ボタンをクリックして視聴開始



⑧研修動画を視聴

- 「中断して戻る」ボタンを押すと、途中までの視聴記録を残すことができます。最後まで視聴すると「閲覧終了」ボタンが表示されます。「閲覧終了」ボタンをクリックするとシステム上で動画が「受講完了」となります。
- 研修のテキストがある場合は、画面左下にダウンロード用リンクが表示されます。URLをクリックし、テキストをダウンロードのうえ受講してください。



⑨「次章へ」ボタンを押して次の動画へ進みます。(複数の動画がある場合)



⑩最後の動画の閲覧終了後、「実施要領」や「受講報告について」に記載されているURLまたはQRコードから電子申請フォームへアクセスし、受講報告(アンケート)を入力してください。

